

議 事 録

会 議 名	令和3年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和3年11月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄      2番 三留 清一      3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛      5番 藤井 薫      7番 相田 孝 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員	6番 金子 隆夫		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和3年第10回定例総会を開会いたします。          農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。          本日の議事録署名人に、5番と8番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申請について、議案番号32号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>会 長：事務局より議案の朗読と説明をお願いします。          事務局：(議案番号32号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農用地区域の農地6筆です。譲受人を含めて3名で耕作しており、ほうれん草、小松菜、枝豆等を作付けしています。また、トラクター、耕運機、管理機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、700メートルで車で3分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて地区担当の7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：先日現地を見ましたが、きれいに耕うんしており、申請地は農用地でもありますので周囲の農地に影響はないと思われます。農地法の観点からも満たしていると思われます。よろしくをお願いします。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。          (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号32号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号33号から35号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号33号から35号を朗読)

(説明) 当該地は一之宮地区の農用区域の合計5筆で、現況については田と畑です。期間については5年間で借り手は、軽トラック、草刈り機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：11月16日に事務局職員と現地調査を行いました。借り手は先ほど新規就農面談会に来られていた方です。農業アカデミーを卒業されて一般法人の一員として耕作されていました。一般法人で農業従事している時からしっかりと管理されており問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号33号から35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号33号から35号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

次に日程第3、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号69号から71号の3件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号72号から113号の42件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり42件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

4 番：報告番号69号の案件ですが、建物があるようですが今まで届出がされてなかったということですか。

事務局：建物の区域内に何筆か未届の筆があったので、農地転用の届出と地目変更を行うとのことでした。

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長：では、以上をもって、令和3年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

資 料	1. 令和3年第10回定例総会議案及び位置図
-----	------------------------

議事録署名人 藤井 薫 議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、令和3年12月24日、承認・署名を得て確定しました。